

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく通所介護事業所センターキュア（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社センターキュアが設置する通所介護事業所センターキュア（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な生活介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所介護事業所センターキュア
- (2) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理、個別援助計画の作成を行

う。

ただし、管理者に事故ある時は、あらかじめ管理者が定めた従業者がその職務を代行する。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、介護予防通所介護相当事業の申込にかかる調整、利用者及びその家族に対する生活指導、相談、助言等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の健康管理を行う。

(4) 介護職員 1名以上

入浴、食事、送迎その他必要な日常生活上のサービス提供を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護事業所の他の職種に従事することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、1日あたり10人以内とする。

(生活介護の内容)

第7条 事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 病状・障害の観察

(3) 身体の清潔保持（入浴等）

(4) 食事及び排泄等日常生活の介助

(5) 日常生活動作訓練

(6) レクリエーション

(7) 介護相談等

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受けるものとする。
- 3 前 2 項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収することが出来るものとする。
 - 一 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額
 - 二 創作的活動又は生産活動に係る材料費
 - 三 日用品費
 - 四 その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 事業所は、前 3 項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第 3 項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、館山市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たっては、次の規定する内容に留意すること。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うこと。
- (3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者や従事者が必要と認めた物は、持参するようにすること。
- (4) 緊急時等の連絡先は必ず申し出ること。
- (5) 介護サービス利用開始時には、必ず、介護保険被保険証及び健康保険被保険証の提示を行うこと。

（緊急時等における対応方法）

- 第 11 条 現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(生活介護を提供する主たる対象者)

第13条 事業所において生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1)身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別）
- (2)知的障害者
- (3)精神障害者
- (4)難病等対象者

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1)採用時研修 採用後2カ月以内
- (2)継続研修 年4回

2 職員は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から 2 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社センターキュアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。